

第5問

解説

問1 33 ①

提示された会話文中の空欄に適した文章の組合せを検討する問題である。空欄アにはⅠ・Ⅱいずれも当てはまるので、Ⅰにはa・b、Ⅱにはc・dのどちらが適切なかを考えた上で選択肢を絞ればよい。

Ⅰ 会話文では、壬申の乱に勝利して権力を握った**天武天皇**について述べられている。したがって、空欄アに入る文がⅠであるとする、空欄イには**天武朝で行われた身分秩序の再編**である**八色の姓**を想起し、aを選ぶことができるだろう。八色の姓では、皇族出身者に与える**真人**という姓を最上位とし、朝臣・宿禰・忌寸など8種類の姓があった。

bは、推古朝の**冠位十二階**に関する説明となっている。姓が氏ごとに与えられ、世襲されたのに対し、冠位は個人に与えられ、一代限りではあるが昇進も可能であった。

Ⅱ 空欄アに入る文がⅡであるとする、空欄イに入るのは、中央豪族の勢力後退と天武朝での公地公民政策に関連したものであると考えられる。会話文で述べられている通り、壬申の乱で大海人皇子は地方豪族を、大友皇子は中央豪族を味方につけた。豪族を味方にするとすなわち、豪族が率いる領有民を軍勢として確保したということである。**大友皇子に味方した中央豪族が壬申の乱に敗れて没落したことにより、天武天皇は強大な権力を確立し、豪族が個々に領有していた私有民を廃止して公民化することが可能となった。**こうして天武朝の675年に豪族の領有民である**民部**が廃止された。したがってcを選択できる。続く持統朝で**庚寅年籍**という戸籍が作成されたことにより、国家が戸ごとに人民を直接把握することとなった。

dは、天智朝に作成された最初の戸籍である**庚午年籍**の説明である。

問2 34 ②

発表資料をもとに、**三世一身法**発布の背景を確認する問題である。三世一身法は、旧来の施設を利用して田地を新たに開墾した場合には当人一代、溝や池も新たに造って田地を開墾した場合には三代にわたって開墾した土地を私有できる、という内容である。公地公民の原則を前提に、一時的な土地私有は認めても、一定期間ののちには土地は国家に帰属することになるので公地は増加する、と見込んだ開墾奨励のための法令である。

資料の分析中の空欄ウとして与えられたⅠ・Ⅱの2項目は、それぞれ資料からの引用で、あらかじめ“重要箇所”として考えることが設問の前提条件である。したがって、ⅠあるいはⅡを“重要箇所”だと考える理由として対応する説明が、a～dのいずれになるかを判断すればよい。見かけはややこしい印象を受けるが、設問内容と各選択肢を確認し、見極めていこう。

■ステップ1

まず、提示されている資料の意味を確認しておこう。

資料1行目において、「百姓漸く多く（Ⅰ）して」（百姓とは姓を有す

因果関係の考察

資料読解

る人民全般をさす言葉)、「田池窄狭(Ⅱ)なり」と三世一身法発布の時点での人民と田地の状況を記している。空欄ウの候補として、Ⅰでは「人口増加」、Ⅱでは「田や池が狭い」という点がポイントであると資料の分析では判断している。資料ではこれらの文言に続いて、「田疇を開闢かじめん」と、開墾を勧めている。

■ステップ2

解答①～④の選択肢を確認してみると、Ⅰにはaとb、Ⅱにはcとdが対応する説明となっている。つまりⅠ・Ⅱそれぞれが2択であるので、より正しい方を選択して、その結果を組み合わせれば解答できる。

良民男性1人が増えれば2段、良民女性ならその3分の2の口分田の班給が必要になる。このことを踏まえて考えれば、「人口増加」のⅠについては、増加したのちの人口に対しても班田収授が可能な田地を確保することにつながる説明であるaがふさわしいといえる。また、Ⅱでは、土地が狭いというなら基本的には全国的に耕地面積自体の拡大が必要となる、という点で、dがふさわしい内容と判断できる。

その他の選択肢をチェック!

説明のbでは行方がわからない状況をさす逃亡を取り上げており、これは実質的には人口減の要因に当たるので不適切である。cは、1人当たりの耕地面積拡大とはすなわち、男性1人に2段より多くの田地を給付することになる。資料からは給付を増やすといった内容は読み取ることができないし、実際にそうした政策が採られた事実もないので不適切である。

問3 35 ③

「尾張国郡司百姓等解」の資料を読み解くことで、律令体制が崩壊しつつあった10世紀の地方政治の様子を理解する。

Ⅰ 郡司の地位や役割がどのように変化したのかを考えてみる。疑問点に、「国司の下で地方行政を担っていた」とあるように、律令体制下の郡司は地方豪族が任ぜられ、農民から税を徴収する統治機構の末端として重要な地位を占めた。一方、資料を読むと、「元命朝臣が(の)子弟郎等」(8行目)や京から引率してくる「有官・散位の従類」(10～11行目)らが国司元命とともに訴えられていることが見られる。このことから、資料に示された10世紀後半の時期には、国司(受領)の一族や私的に仕えている者が地方行政に関与していたことがうかがえる。律令制下の地方官として本来は重要な地位を占めていた郡司であったが、地方支配の変質に伴ってその役割が低下していたのである。よって郡司が農民と一緒に国司の暴政を中央に訴えたこと背景としては、bの状況が適当と判断できる。

Ⅱ 律令の規定に反していたかどうかを判定するためには、まずその規定に関する知識が必要である。

「例挙」とは(注1)にあるように公出挙のことで、この頃は強制的に貸し付けられ、税の1つようになっていた。その利率は元々5割であったが、桓武天皇の時に3割に軽減されていた。431,248束の3割が129,374束余となり、税率は律令の規定が守られていたことになる。よってcは適当である。藤原元命は、当時規定されていた分(資料の中略部分に記載がある)以上の利稲を徴収したことが、不正とされたのである。

資料読解

推移・変化の把握

資料読解

国司の任期は4年であった。藤原元命は藤原北家に連なる中・下級貴族であるが、摂関家とのつながりで国司に任命されたかどうかはわからない。また、資料の2行目には「三箇年の内に」とあり、藤原元命は在任3年であることが読み取れる。任期を越えて在任していた訳ではない。dは資料からは読み取れない内容である。

この問題の攻略ポイント！

I・IIとも、述べられていることが資料から読み取れるか？ という観点で選択肢を吟味することがポイント。

問4 36 ④

資料は荘園（鹿子木荘）の寄進について述べたものであるが、仮説で示されたように寄進が「二重に行われ」ていることを丁寧に読み取っていけば正解にたどり着ける。資料中の「末流」とは子孫であることを表しているので、長い時間をかけてより上級の権威者に寄進され、重層的な荘園支配の構造になっていくことを読み取ろう。

■ステップ1

まずは、資料に登場する人物と荘園との関係性を読み取る。

資料の2行目では、鹿子木荘の相続は、最初に土地を開き開発領主となった沙弥寿妙の子孫が受け伝えてきたことを述べている。

3～4行目では、寿妙の子孫中原高方の時に、権威を借りるために藤原実政を領家として荘園を寄進し、高方は預所として荘官となったことが記されている。

5～6行目では、実政の子孫である願西（藤原隆通）が、鳥羽天皇の皇女高陽院に荘園の一部を寄進し、本家と仰いだことが記されている。

■ステップ2

資料の内容を踏まえて、正しく図式化している選択肢を検討する。「寄進」「保護」といった土地の権利の関係や、子孫かどうかの人物関係を見ていく。さらに選択肢の図では、人物名とともに【預所】【領家】などの職（権益を伴う地位）が書かれているので、その組合せも正しいか判断する必要がある。

- ① 中原高方は沙弥寿妙の子孫であり、沙弥寿妙から寄進を受ける対象ではない。
- ② 願西は藤原実政の子孫であり、実政から寄進を受ける対象ではない。
- ③ 藤原実政は預所ではない。また、「国衛」は寄進を受ける対象ではない。開発領主や領家は、国衛の「乱妨」すなわち干渉・圧力から守るために、上級の権威者に寄進したのである。
- ④ ステップ1で読み取った内容が図示されており、地位・人物・寄進関係・時間経過ともに正しい。

なお、この資料（「鹿子木荘条々事書」）は荘園の寄進を伝えるものとして知られているが、訴訟において土地への支配権を主張するために13世紀末に作成されたもので、必ずしも鹿子木荘園の成立経緯を正しく示していないとの指摘がある。